



こんにちは。事務室の杉本（すぎもと）と申します。これから3月まで、事務室からの様々なご案内を、このおたよりを通してお伝えしていく予定です。1年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

### 学校徴収金（6月分）の納入について

先日お配りいたしました「令和2年度 学校徴収金について」でお知らせいたしましたとおり、学校徴収金の徴収を6月から開始させていただきます。

6月分の学校徴収金の振替日、振替金額は次のとおりです。振替日前日までに、ご登録口座に必要額をご入金ください。

☆ 銀行口座振替日

令和2年6月26日（金）

☆ 口座振替額

徴収金	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童費	1,000	1,500	1,000	3,100	3,500	2,500
PTA会費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
銀行振替手数料	68	68	68	68	68	68
<b>銀行振替合計額</b>	<b>3,568</b>	<b>4,068</b>	<b>3,568</b>	<b>5,668</b>	<b>6,068</b>	<b>5,068</b>

※PTA会費は、本校に在籍するお子さまが複数おられる場合、下の学年で徴収いたします。

### ○ 年間一括振替を申し込まれた方の振替額 ○

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童費	5,700	5,800	4,900	5,600	7,000	14,900
積立金	—	—	—	15,000	18,000	—
PTA会費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
銀行振替手数料	68	68	68	68	68	68
<b>銀行振替合計額</b>	<b>10,768</b>	<b>10,868</b>	<b>9,968</b>	<b>25,668</b>	<b>30,068</b>	<b>19,968</b>

※昨年度末まで就学援助を受給されていた方には、児童費に前年度繰越金を加算して徴収いたします。

(前年度繰越金額 2年生120円、3年生75円、4年生74円、5年生67円、6年生48円)

- ・ 学校徴収金は、お子さまの教育活動に必要な費用です。納入期日は必ずお守りください。
- ・ 現金納入の方には、別途「納入通知書」をお渡しいたします。
- ・ 7月分以降の一括振替を希望される方は、7月3日（金）までに事務室にお申し出ください。

Q : 学校徴収金ってなあに？

A : 学校活動で必要な経費のうち、学年児童全員が一律に使用するもの（こと）にかかる費用です。

授業の中で教科書以外に使用的ドリルやワークブック、製作キット、遠足などの交通費（=『児童費』）や、林間学習や修学旅行の費用（=『積立金』）を指します。実際にお子さまが使用されることに掛かる経費のため、ご家庭にご負担いただく費用となります。

※大阪市では、保護者の方のご負担を軽減するため、画用紙、習字半紙、粘土、版画版、名札など、お子さまが使用される多くの物品を公費（市のお金）で負担しています。

Q : 振替ができなかったときはどうしたらいい？

A : 現金を学校にお納めいただくか、再振替が可能です。詳しくは、振替日から約10日後にお渡しします『未納通知書』でご確認ください。

Q : 学校徴収金を納めなかったらどうなるの？

A : おひとりでも納入が滞りますと、教材業者等への支払いが出来ません。趣旨をご理解いただき、必ず納入期日をお守りください。

☞ 経済的な事情で学校徴収金の納入が困難な場合は『就学援助制度』をご活用ください。

裏面へ☞

## 令和2年度の学校給食費について

すでにお知らせいたしましたとおり、令和2年度に限り学校給食費を徴収いたしません。

※令和3年度以降の取り扱いについては未定です。

※給食費振替口座の解約手続きは行わないようにお願いいたします。

## 令和2年度 就学援助申請について

就学援助制度は、すべての子どもたちが義務教育を円滑に受けられるように、経済的支援が必要なご家庭に対して、学校教育活動に必要な支援を行うものです。

就学援助申請には、大阪市が定めた申請理由（①～⑫のいずれか）に該当することが条件となります。  
申請には『申請書』と『証明書類』の提出が必要です。

認定された場合は、その年度に必要な学校徴収金と学校給食費の実費額が就学援助費から支給されます。  
申請をご希望される場合は、かならず期日までに申請書類のご提出をお願いいたします。

### ★ 申請期日 令和2年6月30日(火)

- ※ 前年度に就学援助認定を受けておられる方で、申請がまだの方は早急に申請書をご提出ください。  
今年度、申請されない場合は、事務室までお知らせください。
- ※ 教育扶助を受けておられる方で、申請がまだの方は早急に申請書をご提出ください。
- ※ 期日以降も申請は出来ますが、認定後支給額は申請日以降の実費額になります。支給額が大幅に減りますので、申請をご検討の場合は必ず期日までに申請をしてください。
- ※ 年度途中で家庭状況が変更になった場合に、就学援助対象となることもありますので事務室までお知らせください。

## 就学援助費支給について（早期2申請者）

早期2申請をされた方には、5月下旬に大阪市よりご自宅に『認否通知』が郵送されています。  
認定された方には、次のとおり就学援助費が支給されますので、ご確認をお願いします。

### ① 1年生に入学準備補助金がれます。

☆ 支給日 令和2年7月1日(水)

☆ 支給額

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
教材費 (児童費5月分)	—	*	*	*	*	*
給食費 (4・5月分)	—	—	—	—	—	—
入学準備補助金	51,060	—	—	—	—	—
支給額合計	51,060	*	*	*	*	*

※1～6年生児童費は6月徴収開始のため、教材費の今回の支給はありません。

\*昨年度の就学援助認定を受けられていない方、転入生、年度替り時に生活保護から異動があった方には、児童費の『前年度繰越金』が支給されます。

※今年度は学校給食費の支給はありません。（保護者様の実費負担額が無いため）

### ② 今年度の児童費は全額、就学援助費から直接充当いたします。納入する必要はありません。

※4、5年生積立金は、次年度の林間学習、修学旅行の費用の積み立てです。一旦、納入していただき行事終了後に実費が支給されます。

※P T A会費は就学援助費の支給対象外のため、6月と9月の口座振替時に納入をお願いいたします。



事務室だよりや事務手続きに関するお問い合わせ先

菅原小学校 事務室 (杉本・白井)

☎06-6328-3005